

指定居宅介護支援事業所における特定事業所集中減算の  
「正当な理由」の判断基準及び取扱事項（三重県）

【平成27年度改定（平成27年度後期判定分から適用）】

下記のいずれかの事由に該当する場合は、正当な理由があるものとして取扱います。

記

- 理由① 居宅介護支援事業者の通常の実施地域に訪問介護サービス等が各サービスごとでみた場合に5事業所未満である場合
- 理由② 特別地域居宅介護支援加算を受けている事業者である場合
- 理由③ 判定期間の1月あたりの平均居宅サービス計画件数が20件以下である場合
- 理由④ 判定期間の1月あたりの居宅サービス計画のうち、それぞれのサービスが位置付けられた計画件数が1月あたり平均10件以下である場合
- 理由⑤ サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合などにより特定の事業者集中していると認められる場合（ただし、【取扱事項】※1の挙証資料を得ていること）
- 理由⑥ 【取扱事項】※1の挙証資料を得ていないが、地域ケア会議等（保険者や地域包括支援センターが関与する会議を含む）において、当該居宅サービス計画の支援内容について意見や助言を受けた計画

【取扱事項】

- ※1 理由⑤により申し立てる場合は、該当するサービス種別ごとに、特定事業所集中減算の判定期間中に「①：新規に居宅サービス計画を作成する場合、②利用者が区分変更認定を受けた場合、③：利用者が更新認定を受けた場合」に該当する利用者に、3以上のサービス事業者を適切な資料をもって紹介し、その説明を理解したうえで、サービスの質が高いことによる理由で、利用者がサービス事業者を選択しているかを確認する書面を得ている必要があります。
- ※2 判定期間内において介護報酬を請求していないみなし指定のサービス事業所については、理由①の事業所数に含めないこととします。
- ※3 理由⑥に該当する計画については、判定のための計算からはずしてください。